提出日 平成 年 月 日

<u>名前</u>

	この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となっ		
	病型∙治療	幼稚園、保育所等での生活上の留意点	★保護者 氏名:
食物アレルギー(あり ・ なし)アナフィラキシー(あり ・ なし)	A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他) B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)	A-1 給食・離乳食 2. 保護者と相談し決定 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 A-2 アレルギー用調製粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに〇、又は()内記入 シスイー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット	電話(続柄) ① ② 緊 急 連絡医療機関名:
	1. 食物(原因 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫 C. 原因食物・除去・診断根拠 該当する食品の番号にOをし、かつ()内に除去・診断根拠を記載 1. 鶏卵 ()明らかな症状の既往	エレメンタルフォーミュラ・その他() A-3 病型・治療のため除去の際に摂取不可能なもの に〇 ※該当する場合は給食の提供が困難になる場合 がある 1. 鶏卵 卵殻カルシウム	格先 電話: ※アナフィラキシー既往ありの場合は必ず緊急連絡先の医療機関を記入する。 ※上記に連絡がつかない場合は 119番
	2. 牛乳・乳製品 () ②食物負荷試験陽性 3. 小麦 () ③IgE抗体検査陽性 4. ソバ () ④未摂取 5. ピーナッツ () 6. 大豆 () 7. ゴマ () ○	2. 牛乳・乳製品 乳糖 3. 小麦 醤油・酢・麦茶 6. 大豆 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ ゴマ油 12. 魚類 かつおだし・いりこだし 13. 肉類 エキス	記載日 年 月 日 ※アレルギー疾患生活管理指導表は、 年1回保護者が園に提出するものです。
	8. ナッツ類* ()(すべて・クルミ・アーモンド・) 9. 甲殻類* ()(すべて・エビ・カニ・) 10・ 軟板・貝類* ()(すべて・イカ・タコ・ホタテ・)	B. 食物・食材を扱う活動	医師名
	14. 果物類* ()(キウイ・バナナ・) 15. その他 ()()()	C. 運動など 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	医療機関名
	「*類は()の中の該当する項目にOをするか具体的に記載する」 D. 緊急時に備えた処方薬	D. 宿泊を伴う活動 - 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 	
	 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド剤) アドレナリン自己注射薬 	E. その他の配慮・管理事項	
	2. アトレ) リン自己注射楽 (3. その他()		
		·	

●幼稚園、保育所等における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共有することに同意します。

保護者名

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

月 提出日 平成 年 Н

名前 組(歳児クラス) 園名 男 女 平成 年 月 日生(歳 ヶ月) この生活管理指導表は幼稚園、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成するものです。

保護者が記入

★保護者 幼稚園、保育所等での生活上の留意点 病型 治療 氏名: 🖊 アナフィラキ A-1給食·離乳食 シー既往のある A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 雷話(続柄) 場合は必ず記 1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 アナフィラキシーがありの場合 入する。(医療 2. 即時型 は必ず原因を記入する。 |A-2アレルギー用調製粉乳 機関が記入) 3. その他(新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物性) 1. 不要 ・その他 急 ★連絡医療機夫 2. 必要 下記該当ミルクに〇、又は()内記入 医療機関名: 🗸 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往あど の場合のみ記載) 1. 食物(原因 以下の欄の項目は重症な食物アレルギー児のみに該当する場合がある。(厚生 12. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫 労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」P47~P49参照) C. 原因食物·除去·診断根拠 A-3病型·治療 1. 鶏卵(卵殻カルシウム) 該当する食品の番号に〇をし、かつ()内に除去・診断根拠を記載 該当する場 ァ 卵殻カルシウムは卵殻を原料とする酸化カルシウムである。鶏卵タンパクの 1. 鶏卵 ①明らかな症状の既往 2. 牛乳•乳 混入はほぼなく、除去する必要は基本的にはない。 ②食物負荷試験陽性 1 乳卵 3. 小麦

③IgE抗体等検査結果陽性

食物アレルギーは一般的に血液検査だ けで正しく診断することはできないため実 際に起きた症状と食物負荷試験などの専 門的な検査結果を組み合わせて医師が総 合的に診断する。従って血液検査のデー タ等を記載する必要はない。

また、幼稚園や保育所等が血液検査の データ等を医療機関へ求めることはしない ものとする。

4)未摂取について

低年齢児ではまだ与えないような食物に対 しては診断根拠を書けない場合(未確定、これ から検討する予定)も乳児期から幼児期早期 には想定される。それらの子どもに対して離乳 食等を進めていく場合に未摂取のものに関し て除去根拠は未摂取として記載する。単に保 護者や本人の希望によるものではない。

3. ての他(

食物、食材を扱う活動とは小麦粉粘土、 B. 食物·食材? 豆まき、牛乳パックを使用した工作等。

③IgE抗体検査陽性

4)未摂取

C. 運動など 1. 管理不

1. 管理不

6. 大丞

7. ゴマ

12. 魚類

13. 肉類

D. 宿泊を伴う 1. 管理不

E. その他の配

記載してある食品以外に該当する食品が ある場合は()内に記載する。

●幼稚園、保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係者全体で共

2. 牛乳・乳製品(乳糖)

乳糖(ラクトース)は牛乳に限らず、哺乳類の乳汁に含まれる糖類であるの で、牛乳との直接的な関連はない。しかし、食品衛生法で牛乳の代替表記が 認められており、乳タンパク含有を示唆しているので注意が必要である。

3. 小麦(醤油・酢・麦茶)

醤油は発酵過程で小麦タンパクは完全に分解される。醸造酢(米酢、大麦 黒酢を除く)に小麦が使用されている場合があるが極少量であるので基本的 には摂取できる。麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり小麦と直接 関係はない。しかし、麦類全体に除去指導されている場合は、除去が必要な 場合がある。

6. 大豆(大豆油・醤油・味噌)

食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分 が原因とは基本的にはならない。醤油は発酵過程で大豆タンパクは分解され る。重症でなければ利用できることが多い。味噌の大豆タンパクに関しても醤 油と同様である。

7. ゴマ(ゴマ油)

食物アレルギーは特定タンパク質によって誘発されるものであり、油脂成分 が原因とは基本的にはない。しかし、大豆油と異なり精製度が低いゴマ油は ゴマタンパクが混入している可能性もあるので注意する。

12. 魚類(かつおだし・いりこだし)

だし汁に含まれているタンパク質量は極少量であるため、殆どの魚類アレ ルギー児は摂取することが出来る。

13. 肉類(エキス)

肉エキスに含まれるタンパクは極少量であるため、殆どの肉類アレルギー 児は摂取することができる。

でいたより100本本向初ル本本向

O

ななり